

第71回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

連 結 注 記 表
個 別 注 記 表

(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

日本工営株式会社

連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.n-koei.co.jp/ir/>）に掲載することにより株主のみなさまに提供しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 14社

(株)ニッキ・コーポレーション

(株)コーエイシステム

(株)コーエイ総合研究所

日本シビックコンサルタント(株)

玉野総合コンサルタント(株)

(株)エル・コーエイ

英国工営(株)

中南米工営(株)

NIPPON KOEI LAC,INC.

NIPPON KOEI LAC DO BRASIL LTDA.

NIPPON KOEI INDIA PVT. LTD.

NIPPON KOEI VIETNAM INTERNATIONAL CO.,LTD.

PT. INDOKOEI INTERNATIONAL

PHILKOEI INTERNATIONAL,INC.

なお、NIPPON KOEI VIETNAM INTERNATIONAL CO.,LTD.、PT.INDOKOEI INTERNATIONALは、重要性が増したことから当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

持分法非適用の関連会社であったPHILKOEI INTERNATIONAL,INC.は、株式を追加取得して子会社にしたことから当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称

(株)DSI

(株)葵

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社の数 0社

(2) 持分法非適用の主要な非連結子会社の名称

(株)DSI

(株)葵

(3) 持分法非適用の主要な関連会社の名称

(株)フレクセス

(持分法非適用の理由)

持分法を適用していない非連結子会社または関連会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる子会社は次のとおりであります。

会社名 NIPPON KOEI LAC,INC.

NIPPON KOEI LAC DO BRASIL LTDA.

PT. INDOKOEI INTERNATIONAL

PHILKOEI INTERNATIONAL,INC.

決算日 12月31日

会社名 NIPPON KOEI INDIA PVT. LTD.

決算日 3月31日

上記の会社については、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの

当連結会計年度末日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3～50年
機械装置及び運搬具	2～15年
工具、器具及び備品	2～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において見込まれる未完成工事の損失発生見込額を計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金規則に基づく連結会計年度末要支給額を計上しておりましたが、現在は、役員退職慰労金制度を廃止しております。当連結会計年度末の役員退職慰労引当金残高は、役員退職慰労金制度適用期間中から在任している役員に対する支給見込額であります。

⑥ 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によるPCB廃棄物の処理支出に備えるため、処理見積額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

- ② 数理計算上の差異、過去勤務費用及び会計基準変更時差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として13年）による定額法により費用処理しております。
会計基準変更時差異発生額（2,016百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。
- (5) 重要な外貨建資産および負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、当連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、当連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。
- (6) 重要な収益および費用の計上基準
売上高の計上は、完成基準（部分完成基準含む）によっておりますが、工事の進行途上において、その進捗部分について成果の確実性が認められる請負工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用しております。
- (7) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
振当処理の要件を満たさない為替予約については、繰延ヘッジ処理を行っております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段
先物為替予約
ヘッジ対象
外貨建有価証券に係る為替変動リスク
- ③ ヘッジ方針
当社所定の社内承認手続を行った上で、為替変動リスクをヘッジしております。
- ④ ヘッジ有効性の評価
ヘッジ有効性評価は、開始時から有効性判定時点までの期間における、ヘッジ手段とヘッジ対象の時価またはキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動比率等を基礎として行っております。
- (8) のれんの償却に関する事項
のれんの償却については、5年から10年間の均等償却を行っております。
- (9) その他連結計算書類作成のための重要な事項
- ① 未実現損益の消去
未実現損益の消去については、「子会社及び関連会社の範囲に係る支配力基準及び影響力基準導入に伴う未実現損益の消去について」（平成11年3月24日 日本公認会計士協会）の適用により、平成10年10月31日以前に終了した連結会計年度に行われた取引に係る未実現損益については、消去していません。

- ② 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法をポイント基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が984百万円増加し、利益剰余金が645百万円減少しております。また、当連結会計年度の損益に与える影響額は軽微であります。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用)

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号平成27年3月26日)を当連結会計年度より適用し、当社から信託へ自己株式を処分した時点で処分差額を認識し、信託から従業員持株会に売却された株式に係る売却差損益、信託が保有する株式に対する当社からの配当金及び信託に関する諸費用の純額を負債に計上しております。なお、従来採用していた方法が同実務対応報告の方法と同じであることから、当該会計方針の変更による影響はありません。

(表示方法の変更)

連結貸借対照表

前連結会計年度において区分掲記しておりました「流動資産」の「商品及び製品」(当連結会計年度0百万円)については、金額的重要性が乏しいため、当連結会計年度は「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において区分掲記しておりました「固定負債」の「長期預り保証金」(当連結会計年度469百万円)については、金額的重要性が乏しいため、当連結会計年度は「その他」に含めて表示しております。

連結損益計算書

前連結会計年度において区分掲記しておりました「過年度法人税等」(当連結会計年度△4百万円)については、金額的重要性が乏しいため、当連結会計年度は「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しております。

(追加情報)

(従業員持株ESOP信託)

当社は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

当社は平成25年2月12日の取締役会において、当社グループの従業員に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、福利厚生の拡充および株主としての資本参加促進を通じて従業員の勤労意欲を高め、当社グループの継続的な発展を促すことを目的とした信託型従業員持株インセンティブ付与プランとして、従業員持株ESOP信託(以下「ESOP信託」という。)の導入を決議いたしました。

信託型従業員持株インセンティブ付与プランでは、当社が信託銀行にESOP信託を設定します。ESOP信託は、今後5年間にわたり当社グループ従業員持株会が取得すると見込まれる規模の当社普通株式を、借入金を原資として当社から第三者割当によって予め取得します。その後、ESOP信託は当社グループ従業員持株会に対して継続的に当社普通株式を売却します。信託終了時点でESOP信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が信託収益として受益者要件を充足する者に分配されます。なお、当社は、ESOP信託が当社普通株式を取得するための借入に対し保証をしているため、ESOP信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点においてESOP信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき当社が当該残債を弁済するため、従業員の負担はありません。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度463百万円、1,375千株、当連結会計年度313百万円、930千株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

前連結会計年度520百万円、当連結会計年度390百万円

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成27年7月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、従来の34.4%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年7月1日から平成28年6月30日までのものについては33.1%に、平成28年7月1日以降のものについては32.3%にそれぞれ変更されております。

この結果、繰延税金資産は183百万円、繰延税金負債は136百万円それぞれ減少し、法人税等調整額は126百万円、その他有価証券評価差額金は52百万円、退職給付に係る調整累計額は26百万円それぞれ増加しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 保証債務等

(1) 以下に対して債務保証を行っております。

従業員の金融機関からの借入 68百万円

(2) 訴訟事件

連結子会社である日本シビックコンサルタント株式会社(以下「同社」という。)は、大阪府より、平成26年6月19日付けで、シールドトンネル詳細設計案件における不法行為責任を理由として請求金額750百万円(損害金572百万円および年5分の割合による遅延損害金)の損害賠償請求訴訟の提起を受けました。同社は、同社に不法行為はなく損害賠償責任はないものと判断し、本件訴訟において争っております。

なお、大阪府の裁判所への申立てにより、上記請求に関する仮差押決定があったため、同社は、平成26年7月、750百万円(投資その他の資産のその他)を仮差押解放金として法務局に供託しております。

2. 圧縮記帳額

国庫補助金により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、機械装置147百万円であります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘 要
発行済株式 普通株式	86,656,510株	—	—	86,656,510株	
合 計	86,656,510株	—	—	86,656,510株	

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成26年8月11日 取締役会	普通株式	579百万円	7円50銭	平成26年 6月30日	平成26年 9月5日

(注) 平成26年8月11日取締役会決議による配当金の総額には、ESOP信託が保有する自社の株式に対する配当金10百万円を含めております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成27年8月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	772百万円	10円00銭	平成27年 6月30日	平成27年 9月9日

(注) 平成27年8月12日取締役会決議による配当金の総額には、ESOP信託が保有する自社の株式に対する配当金9百万円を含めております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に事業計画と事業の進捗状況に基づき、必要な資金を銀行等金融機関から借入により資金を調達しております。

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、職務権限規程ならびに与信審査および管理に関する内規に基づきリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については毎月ごとに月末の時価の把握を行っております。

借入金の用途は運転資金（短期）および設備投資資金（長期）であります。

また、外貨建有価証券に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした、先物為替予約取引を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年6月30日（当期の連結決算日）における主な金融商品の連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

勘定科目	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	12,148	12,148	—
(2) 受取手形及び売掛金	16,802		
貸倒引当金（※1）	△12		
	16,790	16,790	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	8,204	8,204	—
資産計	37,143	37,143	—
(1) 支払手形及び買掛金	4,539	4,539	—
負債計	4,539	4,539	—
デリバティブ取引（※2）	(81)	(81)	—

（※1）受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

（※2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引先金融機関から提示された価格等によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額1,512百万円）及び非上場債券（連結貸借対照表計上額145百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、首都圏地域において賃貸用のオフィスビル等（土地を含む。）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
3,378	6,900

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

690円09銭

2. 1株当たり当期純利益金額

56円01銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 「会計方針の変更」に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。

この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額が、8円46銭減少しております。また、1株当たり当期純利益金額に与える影響額は軽微であります。

(注3) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益 …… 4,261百万円

普通株主に帰属しない金額 …… 一百万円

普通株式に係る当期純利益 …… 4,261百万円

普通株式の期中平均株式数 …… 76,077,020株

(注4) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は1,148,493株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、930,000株であります。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準および評価方法
 - (1) 満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）
 - (2) 子会社株式および関連会社株式
移動平均法による原価法
 - (3) その他有価証券
時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの
移動平均法による原価法
2. デリバティブの評価基準および評価方法
時価法
3. たな卸資産の評価基準および評価方法
仕掛品
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
構築物	3～50年
機械及び装置	2～15年
車両運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	2～20年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

5. 外貨建資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において見込まれる未完成工事の損失発生見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。

(6) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金規則に基づく事業年度末要支給額を計上しておりますが、現在は、役員退職慰労金制度を廃止しております。当事業年度末の役員退職慰労引当金残高は、役員退職慰労金制度適用期間中から在任している役員に対する支給見込額であります。

(7) 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によるPCB廃棄物の処理支出に備えるため、処理見積額を計上しております。

7. 収益および費用の計上基準

売上高の計上は、完成基準（部分完成基準含む）によっておりますが、工事の進行途上において、その進捗部分について成果の確実性が認められる請負工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

振当処理の要件を満たさない為替予約については、繰延ヘッジ処理を行っております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

先物為替予約

ヘッジ対象

外貨建有価証券に係る為替変動リスク

(3) ヘッジ方針

当社所定の社内承認を行った上で、為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ有効性評価は、開始時から有効性判定時点までの期間における、ヘッジ手段とヘッジ対象の時価またはキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動比率等を基礎として行っております。

9. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 退職給付に係る会計処理の方法

計算書類において、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。個別貸借対照表上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額から、年金資産の額を控除した額を前払年金費用に計上しております。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法をポイント基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が887百万円減少し、繰越利益剰余金が582百万円減少して

おります。また、当事業年度の損益に与える影響額は軽微であります。
なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用)

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号平成27年3月26日)を当事業年度より適用し、当社から信託へ自己株式を処分した時点で処分差額を認識し、信託から従業員持株会に売却された株式に係る売却差損益、信託が保有する株式に対する当社からの配当金及び信託に関する諸費用の純額を負債に計上しております。なお、従来採用していた方法が同実務対応報告の方法と同じであることから、当該会計方針の変更による影響はありません。

(表示方法の変更)

貸借対照表

前事業年度において「投資その他の資産」の「その他」に含めておりました「敷金・保証金」(前事業年度340百万円)については、金額的重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記しております。

前事業年度において「流動負債」の「その他」に含めておりました「設備未払金」(前事業年度17百万円)については、金額的重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記しております。

前事業年度において区分掲記しておりました「投資その他の資産」の「出資金」(当事業年度1百万円)については、金額的重要性が乏しいため、当事業年度は「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において区分掲記しておりました「流動負債」の「リース債務」(当事業年度25百万円)、「前受収益」(当事業年度35百万円)については、金額的重要性が乏しいため、当事業年度は「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において区分掲記しておりました「固定負債」の「リース債務」(当事業年度29百万円)、「資産除去債務」(当事業年度29百万円)については、金額的重要性が乏しいため、当事業年度は「その他」に含めて表示しております。

損益計算書

前事業年度において区分掲記しておりました「営業外収益」の「有価証券利息」(当事業年度18百万円)、「関係会社受取事務手数料」(当事業年度145百万円)については、金額的重要性が乏しいため、当事業年度は「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において区分掲記しておりました「過年度法人税等」(当事業年度△6百万円)については、金額的重要性が乏しいため、当事業年度は「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しております。

(追加情報)

当社は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

当社は平成25年2月12日の取締役会において、当社グループの従業員に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、福利厚生の拡充および株主としての資本参加促進を通じて従業員の勤労意欲を高め、当社グループの継続的な発展を促すことを目的とした信託型従業員持株インセンティブ付与プランとして、従業員持株ESOP信託（以下「ESOP信託」という。）の導入を決議いたしました。

信託型従業員持株インセンティブ付与プランでは、当社が信託銀行にESOP信託を設定します。ESOP信託は、今後5年間にわたり当社グループ従業員持株会が取得すると見込まれる規模の当社普通株式を、借入金を原資として当社から第三者割当によって予め取得します。その後、ESOP信託は当社グループ従業員持株会に対して継続的に当社普通株式を売却します。信託終了時点でESOP信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が信託収益として受益者要件を充足する者に分配されます。なお、当社は、ESOP信託が当社普通株式を取得するための借入に対し保証をしているため、ESOP信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点においてESOP信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき当社が当該残債を弁済するため、従業員の負担はありません。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前事業年度463百万円、1,375千株、当事業年度313百万円、930千株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

前事業年度520百万円、当事業年度390百万円

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	……………	2,409百万円
短期金銭債務	……………	4,287
長期金銭債権	……………	170

2. 保証債務等

以下に対して債務保証を行っております。

従業員の金融機関からの借入	68百万円
関係会社の金融機関からの前受金返還保証残高	473
関係会社の業務履行保証	24
計	567

3. 圧縮記帳額

国庫補助金により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、機械装置147百万円であります。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高	1,074百万円
仕入高	1,843
販売費及び一般管理費	933
営業外収益の取引高	2,471
営業外費用の取引高	19

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類および株式数

	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
自己株式 普通株式 (株)	10,793,274	22,636	445,000	10,370,910
合計	10,793,274	22,636	445,000	10,370,910

(変動事由の概要)

増加減少数の内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取 22,636株

ESOP信託による当社従業員持株会への売却 445,000株

(注) 当事業年度末の自己株式の株式数のうちESOP信託が所有する株式数は930,000株であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	264百万円
賞与未払金	437
貸倒引当金	51
役員退職慰労引当金	8
退職給付引当金	52
未払事業税	117
未払外国税	43
工事損失引当金	28
環境対策引当金	8
減損損失	50
たな卸資産	38
関係会社株式	337
本社移転費用	86
減価償却超過額	228
その他	180
計	<u>1,932</u>
評価性引当額	<u>△634</u>
繰延税金資産合計	<u>1,297</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△775
固定資産圧縮積立金	△838
前払年金費用	△132
その他	△4
繰延税金負債合計	<u>△1,751</u>
繰延税金負債の純額	<u>△454</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	34.4%
(調整)	
住民税均等割	1.0
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9
国外法人税	2.4
評価性引当増減額	2.2
試験研究費控除	△1.2
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△10.1
税率変更による期末繰延税金資産及び繰延税金負債の減額修正	△0.1
その他	0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>30.2</u>

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成27年7月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、従来の34.4%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年7月1日から平成28年6月30日までのものについては33.1%に、平成28年7月1日以降のものについては32.3%にそれぞれ変更されております。

この結果、繰延税金資産は44百万円、繰延税金負債は103百万円、法人税等調整額は8百万円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金は51百万円増加しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	中南米工営 株式会社	直接 100.0%	海外におけるコンサル ティング業務・設 計業務	資金の貸付 (注)	200	短期貸付金	1,000
				資金の回収 (注)	39	1年内回収 予定の長期 貸付金	39
				利息の受取 (注)	16	関係会社 長期貸付金	178
子会社	玉野総合 コンサルタン ト株式会社	直接 100.0%	国内における都市開 発および地方計画に 関するコンサルティ ング業務	資金の借入 (注)	2,500	短期借入金	2,500
				資金の返済 (注)	4,500		
				利息の支払 (注)	10		
				資金の貸付 (注)	2,000		
				資金の回収 (注)	2,000	-	-
				利息の受取 (注)	6		
子会社	日本シビック コンサルタン ト株式会社	直接 85.3%	地下構造物の計画・ 設計・監理に関する 業務	資金の借入 (注)	400	短期借入金	400
				資金の返済 (注)	1,200		
				利息の支払 (注)	1		

(注) 金銭消費貸借契約に基づき、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	638円28銭
2. 1株当たり当期純利益金額	75円11銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 「会計方針の変更」に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。

この結果、当事業年度の1株当たり純資産額が、7円63銭減少しております。また、1株当たり当期純利益額に与える影響額は軽微であります。

(注3) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益	……………	5,714百万円
普通株主に帰属しない金額	……………	－百万円
普通株式に係る当期純利益	……………	5,714百万円
普通株式の期中平均株式数	……………	76,077,020株

(注4) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は1,148,493株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、930,000株であります。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。